

「神戸市生物多様性の保全に関する条例 施行規則 (案)」への兵庫県生物学会の意見書

「神戸市生物多様性の保全に関する条例」の施行にあたり、施行規則(案)へのパブリックコメントが募集されていました(2018年1月22日)。Aランク種175種がそのまま規制リストになるなど問題点が見受けられ、本会の活動にも関わると本会事務局で検討して、原案を作成しました。時間的制約があったため、理事役員にはメールでご意見をいただきました。すべて賛成のご意見でした。下記の通りに会長名で意見書を提出しました。

「神戸市生物多様性の保全に関する条例 施行規則の制定について」の意見

「神戸市生物多様性の保全に関する条例」が制定され、生物多様性への関心が高まることは、本会の活動とも一致するものであり、協力は惜しまないものがあります。

まず、神戸市における希少野生動植物種の指定ですが、施行規則(案)の生物種の指定が機械的に行われており、最初は限定的に指定すべきだと考えます。国でもレッドデータリストの中から、種の保存法としてきつく規制する種を絞って定めています。今回の条例施行規則(案)での指定は種の保存法と同じコンセプトのものと理解します。兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」の第103条第1項での指定野生動植物種は、影響の大きさもあってか、未だに具体的に指定されていません。

本条例第7条第1項には、学術調査、教育などの除外規定がありますが、「市長が必要と認める場合」とあるので、申請が必要と理解しています。市民の調査や小学校等での保全活動などで申請手続きを行うことが負担であります。うっかりと捕獲してマスカミなどに非難されると調査・啓蒙活動自体を行い難しく、生物多様性保全の活動を低めてしまうなどの弊害が予想できます。

なお、緑化等使用しないように努める植物種(第16条)にも実効性のうすい種(セイヨウタンポポなど)や特定外来種(ミズヒマワリなど)が含まれています。精査の方がよいと考えます。

そもそも、生物多様性の保全は市民の協力はもちろ

んでありますが、一義的には生息地・生育地の保全であると考えており、開発などの事業の適正化が求められていると理解します。その意味から施行細則(案)に、開発事業を自然公園法にかかわる区域内の道路の新設又は改築や、自然地の改変を伴う部分の事業を5ha以上に、また緑地の保全区域又は育成区域の部分の面積を2.5ha以上に限定していることに疑問があります。このことは小規模開発を容易にし、生物多様性の保全に適っていないものと懸念しています。

専門家などの意見を踏まえて、指定種、特に希少野生動植物種を限定することを意見します。必要があれば本会も協力は惜しみません。

2018年1月20日

兵庫県生物学会会長 内藤親彦

《参考：神戸市生物多様性の保全に関する条例の抜粋》
(希少野生動植物種の指定等)

第7条 何人も、希少野生動植物種の個体(飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。)の捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 学術研究、教育又は希少野生動植物種の生息若しくは生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保護に資する目的で捕獲等をする場合であって、市長が必要であると認める場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他やむを得ない事由がある場合

(緑化における配慮)

第16条 市及び事業者は、緑化の造成その他の緑化に係る事業を行うときは、規則で定める植物種を使用しないよう努めなければならない。

【別添】

〈希少野生動植物種(2. 規制案の概要(1)関連)一覧〉

- 哺乳類 カワネズミ ムササビ スミスネズミ ハタネズミ
- 鳥類 ヨシゴイ ミゾゴイ サシバ ヤマセミ
- 爬虫類 アカウミガメ

- 両生類 ヒダサンショウウオ ナゴヤダルマガエル
- 魚類 イチモンジタナゴ シロヒレタビラ ニッポンバラタナゴ カワバタモロコ ムギツク アカザ カワアナゴ
- 昆虫類 ムカシトンボ ネアカヨシヤンマ アオヤンマ ルリボシヤンマ アオサナエ ホンサナエ ムカシヤンマ ホッケミズムシ ナガミズムシ ヒメタイコウチ トゲナベブタムシ コバンムシ クロシジミ シルビアシジミ ウラギンスジヒョウモン ギフチョウ キベリマルクビゴミムシ ゲンゴロウ コガタノゲンゴロウ ミズスマシ ムツボシ ツヤコツブゲンゴロウ ヨツボシカミキリ カツラネクイハムシ
- 甲殻類 ヒラテテナガエビ スナガニ アカテガニ ベンケイガニ ハマガニ
- 貝類（陸産） ハリマムシオイ イボイボナメクジ マヤサンマイマイ スノビキケマイマイ
- 貝類（淡水・汽水産） ヒメコザラ（ツボミガイ型） ホソウミニナ ウミニナ クリイロカワザンショウガイ ツブカワザンショウガイ ミルクイガイ ヒメシラトリガイ カガミガイ オキナガイ
- 植物 マツバラン マンネンスギ ミズニラ ヒロハハナヤスリ ヤシヤゼンマイ シシラン カミガモシダ オクタマシダ コウザキシダ クルマシダ オオカナワラビ アツギノヌカイタチシダマガイ チャボイノデ ミヤマノコギリシダ ウラボシノコギリシダ ヒカゲワラビ エビラシダ フクロシダ タカノハウラボシ オオクボシダ デンジソウ サンショウモ サワグルミ ブナ エゾエノキサコクヌカボ オガタマノキ ケスハマソウ ユキワリイチゲ イヌショウマ カザグルマ オキナグサ オトコゼリ シギンカラマツ オニバス フタバアオイ ケナシベニバナヤマシャクヤク アゼオトギリ コモウセンゴケ コウヤミズキ ウンゼンマンネングサ イワキンバイ ツルキンバイ ナガボノワレモコウ ミヤマトベラ イヌハギ マキエハギ ツルフジバカマ ヨツバハギ タカトウダイ カジカエデ ヘラノキ ハリマノフサモ フサモ ミシマサイコ カノツメソウ マルバノイチヤクソウ ホンシャクナゲ サツキ トキワガキ アイナエ ムラサキセンブリ フナバラソウ クサナギオゴケ キジョラン オオアリドオシ ホソバオ

オアリドオシ キヌタソウ カギカズラ ヤマホオズキ ゴマクサ ゴマノハグサ ノタヌキモ ミカワタヌキモ ヒメタヌキモ ヤマヒョウタンボク キンキヒョウタンボク マツムシソウ ヒメシオン ミヤマコウモリソウ モリアザミ ノジギク キクアザミ アオヤギバナ ヤブレガサモドキ ハバヤマボクチ ホソバヘラオモダカ マルバオモダカ マルミスブタ ホンゴウソウ ウエマツソウ ヒナノシャクジョウ ウンヌケモドキ ヒロハノドジョウ ツナギ ユキモチソウ ミクリ ヤマトミクリ ヒメミクリ ウマスゲ ヒメミコシガヤ スマガヤ ツリ トラノハナヒゲ オオフトイ シズイ ヒナラン マメツタラン ササバギンラン トケンラン マヤラン セッコク アオフタバラン フウラン ヨウラクラン ウチョウラン カヤラン クモラン

〈条例第16条の規定により規則で定める植物種（2. 規則案の概要(6)関連）一覧〉

コンテリクラマゴケ 外来アゾラ類 ハゴロモモ オランダガラシ イタチハギ アレチヌスビトハギ ハリエンジュ シンジュ アレチウリ コマツヨイグサ オオフサモ ブラジルチドメグサ ウチワゼニクサ ツルニチニチソウ オオフタバムグラ メリケンムグラ アメリカネナシカズラ アメリカアサガオ マルバアメリカアサガオ マメアサガオ マルバアサガオ ホシアサガオ ヤナギハナガサ アレチハナガサ フサフジウツギ ウキアゼナ オオカワヂシャ エフレタヌキモ クワモドキ オオキンケイギク キクイモ オオハンゴンソウ ナルトサワギク セイタカアワダチソウ メリケントキンソウ アカミタンポポ セイヨウタンポポ オオカナダモ コカナダモ ホテイアオイ キショウブ ノハカタカラクサ シナダレスズメガヤ キシュウスズメノヒエ チクゴスズメノヒエ モウソウチク セイバンモロコシ シュロ トウジュロ ボタンウキクサ シュロガヤツリ メリケンガヤツリ オオバナミズキンバイ ナガバオモダカナガエツルノゲイトウ ミズヒマワリ オオバヤシャブシ 園芸スイレン タチバナモドキ トキワサンザシ キダチコマツナギ ヤマハギ メドハギ マルバハギ ナンキンハゼ トウネズミモチ セイヨウイボタ（ヨウシュイボタ） オニウシノケグサ ネズミホソムギ ネズミムギ ホソムギ ボウムギ